

令和2年度 櫛形ゴルフ倶楽部

年度会員 募集要項

気持ちのいいゴルフをしよう。



櫛形ゴルフ倶楽部

KUSHIGATA GOLF CLUB

◆令和2年度「橿形ゴルフ倶楽部年度会員」募集要項◆

1. 年度会員期間

令和2年1月1日～令和2年12月31日

※令和1年内に入会した場合は、入会日より令和2年12月31日

2. 募集種別

全日年度会員

3. 募集人数

700名

4. 年会費

15,000円 消費税別途（総額16,500円）

5. 入会資格

橿形ゴルフ倶楽部年度会員の規約を遵守できる方

6. 募集期間

令和1年10月1日～令和2年5月31日迄

7. 入会特典

- ① **基本料金 平日：5,800円（食事付）・土日祝：7,900円**
消費税・ゴルフ場利用税・ゴルフ振興金30円は別途
季節ご優待料金も設定しております。
- ② 入会者には当該年度使用できる各種優待券進呈（2月中旬郵送）
 - ・ フレンドリーチケット・・・1枚
 - ・ ご同伴／ご紹介ゲスト優待券・・・3枚
 - ・ お食事券・・・・・・・・・・・3枚
 - ・ ドリンク券・・・・・・・・・・・3枚
- ③ 季節ご優待はがきを発送致します
- ④ 来場ポイントによる割引特典
- ⑤ 平日は2Bカートフィ割増無料
- ⑥ 山桜の会（年度会員親睦会）を開催（一人でも参加できます）
- ⑦ JGAハンディキャップ取得
- ⑧ 別途定める月例競技会に参加できる
- ⑨ 自動チェックインカードを進呈（サインの必要がありません）

★早期入会特典

令和元年 11 月末日迄にご入会いただきますと
「**楡形ゴルフ倶楽部**」で令和 2 年 6 月末まで利用できる
【ご利用券 5,000 円】を入会日に差し上げます！

★さらに、継続特典進呈

- ① オープンコンペにも使える**【フレンドリーチケット】**をさらに1枚進呈
- ② 入会より3年以上ご継続の方にはネームタグをプレゼント！
(当年度ご継続3年目に該当される方)
※ネームタグプレゼントは当年度で終了させていただきます。

8. お申込・ご継続方法

- 所定の入会申込書に必要な事項をご記入の上、身分証明書（運転免許証・健康保険証等）の写しを添付し、ゴルフ場へご提出ください。
※ご継続の方で、住所・電話番号等に変更がある場合は倶楽部までご連絡下さい。

- 年会費は指定口座へのお振込みをお願い致します。
 - ・第四銀行 中条中央支店 普通預金 1496421
 - ・北越銀行 中条支店 普通預金 2008581(名義人) 株式会社 ゼルコバ
お振込み金額税込 16,500 円 (振込手数料はご負担願います。)
又はゴルフ場でも受付けております。
※振込用紙のご用意はございませんのでご了承下さい。

9. その他

グループコースのご案内

長岡市の「グリーンヒル長岡ゴルフ倶楽部」がグループコースです。
追加年会費 5,000 円（消費税別途）で両コース共通の年度会員となります。

楡形ゴルフ倶楽部 〒959-2634 胎内市小牧台 900
TEL 0254-43-7200 FAX 0254-43-7204

令和2年度 橿形ゴルフ倶楽部年度会員 規約

第1章 本会名称は「橿形ゴルフ倶楽部年度会員」と称する。

第2章 本会の事務局は、橿形ゴルフ倶楽部に置く。

第3章 本会の運営は、橿形ゴルフ倶楽部で行う。

第4章 本会はゴルフを通じて、エチケット・マナーの向上に努めるとともに、会員同士の親睦を深め、楽しくプレーできるよう、会の運営を図ることを目的とする。

第5章

1. 年度会員は、全日会員とする。
2. 年度会員とは、事務局の入会承認があり、且つ入会金の振込を完了したものである。
3. 入会金は、いかなる理由があっても返金しない。
4. 年度会員は、ゴルフ場が定める年度会員料金でプレーすることができる。
5. 年度会員は、受付の際必ず「会員カード」をフロントに提示することを要する。
6. 年度会員資格の有効期限は、令和2年1月1日より令和2年12月31日までとする。
7. 年度会員が次の各項に該当する場合、事務局は年度会員の資格の一時停止、除名等の処置をとることが出来る。
 - ①橿形ゴルフ倶楽部の名誉を棄損または、秩序を乱した場合
 - ②反社会的勢力、暴力団もしくはその関係者と認められた場合
 - ③会員カードを本人以外のものが使用した場合
 - ④ゴルフ場の利用約款に違反した場合
 - ⑤その他事務局において、処分が適当と判断する行為があった場合
8. 年度会員は、次の場合その資格を失う。
 - ①資格の有効期間が満了した場合
 - ②退会・除名・死亡した場合
9. 年度会員の資格は他に譲渡することはできない。

第6章 その他必要な規約は事務局において別途定める。